

蓄を促進するために、社会的給付をカットするという考え方が、現実的にはそれほど効果的であるとは思われない、ということである。

社会保障によって生ずるといわれている経済的弊害は、実際には、ある種の2次的な消費を制限しないこと、換言すれば、各種の生産についての一定の選択を拒否することから生ずるのではないだろうか？ 社会保障は、1次的もしくは他に比べてそうであると思われる、特定のニードに応じようとするものである。であるから、社会保障の発展は、事实上、様々な消費の間での選択、したがってある種の生産を制限する必要性をともなうのである。

近年、社会保障調査の必要性についての認識が高まっているが、そのなかで著しい進歩がとげられたことを、今回の論議が示していた。かなりの量の興味深い仕事がなしひらげられ、現在なお続けられている。ISSAは、この調査活動の発展に対して、可能な限り活発な寄与をすることにより、提唱された要請に

応えるであろう。また、社会保障調査に関する研究グループは、直ちに次の数年のプログラムの概要を作成する予定である。

しかし、調査は規範となるような結論を下すことはできない。科学的調査が行動の標準を設定し、結論を押しつける権限を要求する、という危険があることは明らかである。けれども、人びとがもし現状を熟知していたならば、到達したいと望む状態についてより

よい理想を画くことができるであろう、ということは依然として真実である。

Clément Michel, Summary Report on "Social Insurance Benefits and Earnings Replacement in a Dynamic Economy", *Reports on the ISSA Conference on Social Security Research*: Vienna, 28 September-2 October 1969.

(山崎泰彦 社会保障研究所)

社会保障の20年

—間接賃金と社会給付に関する資料 第一巻—

(ベルギー)



ブリュッセル自由大学の社会学研究所 (l'Institut de Sociologie de l'U. L. B) では、1967年まで数年間にわたり、労働の報酬 (la rémunération du travail) に関する諸問題の

研究が行なわれたが、その過程で、賃金の補足分および付加物に関して数多くの調査が行なわれた。

本書はそれら調査のうち「間接賃金」(le

salaire indirect)に関する部分をまとめ、「ベルギー社会保障の20」年として、第二次大戦末期から1965年までの間接賃金（すなわち社会保障——なぜそう理解するのかについては次に述べる）の推移についての数量的、実証的分析を行なったものである。

ところで「間接賃金」といわれるものの内容であるが、ここでは家族手当、年金、失業保険、疾病廃疾保険、年次休暇、職業病補償の各部門を含むものとされており、いちおう一般にいわれる「社会保障」の内容に近い。しかし厳密にみると、ここでいう間接賃金のなかには、一方に職業病補償が含まれているにもかかわらず、労働災害補償が含まれておらず、他方で一般に社会保障のなかに含められていない年次休暇がとり入れられているということから、それは必ずしも正確な意味で社会保障に同じとはいいがたい。

編者のことばによると、間接賃金と社会保障の2つの概念の「ずれ」は、形式的にはこの調査が全国社会保障局 (Office national de sécurité sociale) に払込まれる保険料とそれに関連をもつ賃金を対象とするものであるこ

とによるが、実質的に考えてみるとそれは重大な障害になるものではないとされる。すなわち今日一般に、社会保障といわれるものの領域はいずれの国においても大幅に拡大し、むしろ福祉国家のすべての活動がこのなかに包含されるようになってきつつあり、いまや社会保障の概念のオリジナリティ自身を検討し直さなければならぬ段階に達しているというのである。社会保障は今や固定的にこれを握るのは困難な状況にあるというのである。従って、ここでは社会保障をベルギーで一般に考えられているものとして扱い、これを間接賃金と同義にとっても大きな過誤をおかすことにならないだろうとされている。

本書は、400頁に及ぶ膨大なものであるが、全体の構成は、はじめに被用者のための社会保障つまり一般制度の全体についてその適用範囲、制度の収支、労使による当事者管理制度などの20年間にわたる推移について詳細な資料を整理したのち、家族手当、年金、失業保険、疾病廃疾保険、年次休暇、職業病補償の各部門について20年間の推移を実証的に分析

している。

ここでは、以上のいくつかの事項のうち、とくに被用者のためのベルギー社会保障一般制度の20年間についていくつかの紹介することにしよう。

一般制度の適用対象について

今日のベルギー社会保障といわれているものの起源は、第二次大戦中の対独レジスタンス時代に労使の組織の間で締結された「社会連帯協定」(l'accord de solidarité sociale)にあるが、1944年12月28日の法律 (arrêté-loi) はこの協定を具体化し、「労働契約によって結ばれたすべての労使を対象とする社会保障の一般制度を組織した（いうまでもなく、使用者は保険料の負担ということで制度にかかる）。

この一般制度は、当初「労働契約によって結ばれた」労使を対象とするものであったため、制度の適用対象は限定的で1947年には124万人にすぎなかった。しかし戦後20年の推移のなかで、1つにはベルギー国内における一般的雇用量が増加したこと、2つには適用の基準とされた「労働契約」関係の解釈を

ひろげて制度の保護対象を拡大しようとする一連の立法上の措置を通して、適用範囲が拡大され、20年後の1965年には209万人の被用者（労働者149万人、職員60万人）がこの制度の適用を受けるにいたっている。

一般制度の収入

ベルギー社会保障一般制度の収入は、労使の保険料、国庫支出金および利子収入からなるが、その各々について20年間の推移をみると次のようになっている。

まず労使の保険料であるが、1947年の保険料総額は152億650万フランで、これが1965年には4.6倍の704億4,560万フランになった。この約20年間の増加傾向はつねに一定の率によって推移したのではなく、その間の事情をみるとだいたい四つの時期に区分されるという。すなわち

- (1)1947～48年には年平均8.8%の相当急な増加がみられる。
- (2)1949～54年には年平均6.2%，1955～57年には年平均6.7%で、中程度の増加がみられる。

(3)1958～59年には年平均0.68%という低い増加しかみられない。

(4)1960～65年には年平均11.0%の急激な増加がみられる。

一般論としては、保険料総額の増加は、報酬の総額、雇用量、保険料率、および保険料の徴収対象となる報酬の上限など、4つの要因の組合せによって決定される。これら要因の各々について20年間の動きをみると次のようにになっている。

全体的にみた年間報酬額は1947年と1965年とを比較したとき後者は前者の3倍となり、これを被用者の部門別にみた場合、職員部門が同じ時期に4倍となり労働者部門が1.6倍となっている。

雇用量については、これを社会保障一般制度に所属する被用者数でみたとき、1947年の182万人が1965年に217万人となり19.1%増えている。同じ期間内に、ベルギー総人口は852万人から950万人へと11.6%増え、うち職業活動人口は17.7%（350万人から377万人へ）増加した。従っていま、1947年と1965年の一般制度加入者数を総人口および職業活動

人口に対比させてみると、それぞれ前者が21.4%から22.8%へ、後者が52.6%から57.6%へ増えており、とくに職業活動人口中に占める一般制度加入者は相当に高率を占めるようになっている。これは他面において、一般制度の適用を受けない自営業者層が1947年の112万人から1965年の81万人へと激減していることとも関連をもっているとみられる。

このような雇用量の増加にもかかわらず、社会経済構造上のもっとも重要な変化としてここで強調されていることは、被用者中に占める労働者と職員の占める割合の変化である。すなわち労働者数は1947年の145万人から1965年の157万人へ7.6%増加したにとどまっているが、職員数は37万人から60万人へ64.5%も増加している。職業活動人口に対比させても、労働者数の占める比率は1947年から65年までに41.5%から41.6%と、ほとんど変化がないが、これに対して職員の数は10.5%から16%へと増加している。

次に保険料率と保険料算定基礎となる報酬の上限の問題であるが、当初この問題はきわめて単純であったが、近年複雑化し、現在で

は労働者と職員とに分け、しかも各給付部門ごとに別々に定められている。ごく大ざっぱにいようと労働者部門では、すべての給付につき総計40.8%の保険料率（1947年当時は25%）を労使で分担し、給付により二種の報酬上限が設定されている。職員部門では、同じくすべての給付につき総計30.55%の保険料率（1947年当時は25%）を労使で分担し、給付ごとに3種の報酬上限が設定されている。

労使の保険料のほかに社会保障の収入として考えられるものに国庫支出金と利子収入がある。

国庫支出金は中央政府の年間予算のなかに計上されるが、疾病・廃疾保険、家族手当、職業病補償の三部門に関する国庫支出金は社会保険省の予算に、失業保険および年金の両部門に関するものは雇用・労働省の予算に組み入れられるというように、ほとんどの部門について国庫支出金が1つの財源となる。1965年のこれら国庫支出金の額は、年金について61億フラン（労働者部門に27億フラン、職員部門に5億フラン、鉱夫部門に29億フ

ン）、疾病・廃疾保険について108億フラン、失業保険について19億フラン、家族手当について6.3億フランとなっている。

社会保障一般制度の収入総額のなかに占める国庫支出金の比率をみると、1945年から65年までの間の年平均は約25%となっている。しかしその20年間のうち1949年から59年までは失業率が高かったが、60年から65年までは完全雇用の状態が維持されたため保険料収入が上昇し、近年にいたり国庫支出金の占める比率は低下し、いわゆる「反財政化」（défiscalisation）の傾向にあるとされている。

利子収入については、1949年に5億フランであったものが、58年に26億フラン、そして1965年には46億フランとなり、58年と65年との間の増加率は73%となっている。

社会保障費

ここで社会保障費は、給付費、事務費およびその他の費用を含むものとされているが、もちろん給付費の占める割合がもっとも大きく、この20年間の年平均で94%となっている。

年間給付費総額は、1949年で196億フランであったものが1965年には795億フランと、この20年間に約4倍となっている。ただし給付費の増加傾向はとくに1960から65年までの5年間に著しく、1949年から65年までの増加分の半分以上はこの5年間に属するものとみられている。このような近年における給付費増加の傾向は、受給者数の増加と給付水準の上昇という2つの要因によるものとみられる。

社会保障費と国民所得

国民所得中に占める社会保障費の割合は、この20年間、引きつづき上昇傾向にある。すなわち1948年のそれは8.5%であったが、53年には10.0%，58年には11.2%，そして65年には13.5%となっている。これを部門別にみると1965年の場合、年金部門が国民所得の4.1%，疾病・廃疾保険が3.8%，家族手当部門が3.2%、失業保険部門が0.8%を占めている。

資料 Spitaels G., D. Klaric, Vingt ans de

sécurité sociale en Belgique. Le salaire indirect et la couverture des besoins sociaux. Volume 1-le dossier. Edition

de l'Institut de Sociologie, Université libre de Bruxelles.

(上村政彦 健保連)

社会的法治国家における 社会保障の財政運営

(西ドイツ)



本稿の著者カルル・リュッキング (Karl Lücking) は、「社会保障の伝統的財政運営は社会的法治国家においては時代に合わない」と題して、被用者からの拠出金によって社会保険を運営するのでなしに、社会における全ての所得者からの拠出によって社会保険を運営することが、ドイツ連邦共和国基本法の根本思想である社会的法治国家の思想に合致するものであることを主張している。以下、その概要を紹介する。

基本法 (GG) 第20条の、ドイツ連邦共和国は民主的かつ社会的な連邦国家である、という規定は、支配的な見解によれば、拘束力のある法である。憲法の根本思想によれば、社会正義と社会保障は、自由な民主主義の存続の前提条件である。民主的・社会的法治国家においては、社会的差別があってはならない。それにもかかわらず、被用者は多くの点において不利益な取扱いを受けており、特に社会的支出の面においてそうである。

社会予算によると、社会保障のための財政

負担は年々拠出金支払者に移ってきてているのに対して、公的資金の社会給付に対する関与は、1955年における40.8%から1967年における30.9%に減っている。1972年には、それは27%になるであろう。被用者の純所得と使用者のそれとの差は、被用者にとって不利に広がってきてている。すなわち、社会保険に入っている被用者は、社会保障のためにより多く貢献させられているのに対して、同様に社会的法治国家の恩恵を享受している国民のうちの他の集団は優遇されている。更に、被用者の社会保険料は労働所得から控除される。ただ、所得税の累進制のみは例外をなす。

完全雇用への方策

社会的生産の恒常的成長は、完全雇用を安定させ、失業とそれにともなう税の中止および社会保険への保険料の中止を防ぐことができる。そこで、より軽い保険料で、より強固な社会保障の整備が要求される。ドイツ労働総同盟 (DGB) は、経済政策および社会政策に対する DGB の原則における最高目標として、完全雇用および勤労権の実現を要求す